

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用⑥ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番号	正解	解説
1	○	<p>契約事務に携わる職員にとっての利害関係者は、①契約を締結している事業者等、②契約の申込みをしている事業者等、③契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等となります。(倫理規程第2条第1項第7号)</p> <p>したがって、契約に関する事務に係る利害関係者は、通常、債権債務関係が終了すれば利害関係者ではなくなりますが、本問の事例の事業者は翌年の契約の申込みをしようとしていることが明らかであることから、利害関係者に該当します。</p>
2	×	<p>倫理法・倫理規程が適用される職員は、非常勤の委員・顧問・参与等を除く一般職の国家公務員とされています。(倫理法第2条第1項、倫理規程第1条本文)</p> <p>休職中の職員や官民人事交流の交流派遣中の職員であっても、職員としての身分を有している限りは倫理法・倫理規程の適用があります。</p>
3	×	<p>倫理規程第4条第3項の規定により、本問の事例のように出向中に知り合った地方公共団体の職員は、国家公務員の身分として知り合ったものとされます。したがって、倫理規程第4条第1項の「私的な関係」があった場合の禁止行為の例外規定は適用されません。</p>
4	○	<p>自己の飲食にかかる費用を負担して利害関係者と共に飲食をすることは倫理規程上問題ありません。</p> <p>ただし、自分が負担した額が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者から差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します。(倫理規程第3条第1項第6号)</p> <p>利害関係者と飲食する際は、必ず領収書等で総額の確認をした上、自己の飲食にかかった費用を負担するようにして下さい。</p>
5	×	<p>工場の周囲の交通事情その他の事情から当該社内バスの利用が相当と認められる場合には利用できますが(倫理規程第3条第2項第4号)、本問の事例の場合、そのような事情は特段認められないことから、禁止行為の例外規定には該当せず、職員が当該社内バスを利用することは、利害関係者からの無償の役務の提供を受けることになり、倫理規程の禁止行為に該当します。(倫理規程第3条第1項第4号)</p>

6	○	利害関係のない相手から利益供与を受ける場合、繰り返し利益供与を受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えた利益供与を受ける場合は、倫理規程第5条第1項に規定する禁止行為に該当しますが、本問の事例のように、2,000円のお菓子セットを受け取る程度であれば、一般的には社会通念上相当と認められる程度を超えた利益供与を受けたとは言えませんので、受領しても倫理規程上の禁止行為に該当するまでは言えません。
7	○	自分で費用を負担するなど、利害関係者の負担によらずに利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、倫理監督官に事前に届出をする必要があります。(倫理規程第8条本文) ただし、多数の者が出席する立食パーティーにおいて利害関係者と共に飲食をする場合は、当該届出の必要はありません。(倫理規程第8条第1号)
8	×	倫理規程第9条第1項には、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演や執筆を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない旨規定されています。執筆が勤務時間外であっても、事前に倫理監督官の承認を得る必要があります。
9	×	贈与等報告書、株取引等報告書、所得等報告書を提出しない職員には、原則として戒告処分が行われるものとされています。(人事院規則22-1第3条、別表)提出もれや提出期限の遅延にはご注意下さい。
10	○	国家公務員倫理審査会の通報窓口では、通報者の了解を得ることなく通報者の個人情報を倫理審査会の外部に提供することは一切ありません。また、通報した職員が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう配慮することが倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。 ※ 相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。 また、現在、全ての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、多くの府省等では弁護士等による外部窓口も併せて設置しています。